

2011年12月2日

国立大学法人大分大学
学長 北野 正剛殿

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 岡本 真理



貴学における労働協約の一方的破棄・改定の見直しを求める要請書

貴大学において良好な労使関係の下で締結された労働協約を、大学側が一方的に破棄するということを聞き、同じく大学の労働環境の改善に取り組んでいる本組合も多大な危惧の念を抱いています。

大学は大きな組織です。日頃、貴職は大学運営に全力をあげておられると拝察しますが、死角に入ってしまった部分がたくさんありますし、システムが機能していないところもあります。現場で日常的に点検できるからこそ認知できる問題は、教職員組合が積極的に拾いあげ、団体交渉を通じて、大学に知らせる役割を果たしています。だからこそ、貴大学もこれまで教職員組合と良好な労使関係を築き、労働協約を結んだのではないのでしょうか。貴大学における労働組合の存在意義を今一度考え直し、即刻、労働協約の一方的破棄を見直してください。このままでは不当労働行為となり、組合に対して謝罪をしなければならない事態に至る可能性があります。

私たち大阪大学箕面地区労働組合は、大分大学でも問題となっている団体交渉の時間設定をめぐり大阪府労働委員会に救済申立をおこないました。大阪大学は労働委員会から本年3月に不当労働行為が認定されましたが、それを不服として、中央労働委員会に再審申し立てをおこないました。ますます労使関係は悪化し、人事関係職員も疲弊しています。このように、労使の信頼関係が崩れると、復旧が難しく、大学運営の非効率化を招きます。大分大学は大阪大学のような事態に至らないように、賢明な対処を望みます。

最後に繰り返しますが、貴大学における労働組合の存在意義を認め、良好な労使関係を早急に取り戻すため、ならびに不当労働行為を侵す危険を避けるために、労働協約の一方的破棄・改定の見直しを要請します。